



## 賃上げ促進税制について

今回は、中小企業向け賃上げ促進税制（令和6年度税制改正）の内容についてお知らせいたします。

### ■改正内容

今回は中小企業の約6割が赤字となっており、賃上げ促進税制によるインセンティブを享受できず、賃上げの促進が上手く作用されていませんでしたが、そこで**税額控除額を5年間繰越可能**とすることで赤字企業であっても賃上げを後押しできる仕組みに改正されました。

#### ① 税額控除額について

必須要件として、雇用者給与等支給額が前年度と比べて**1.5%以上**増加していること又は**2.5%以上**増加していることであり、それにより控除対象雇用者給与等支給増加額の**15%又は30%**を法人税額又は所得税額から控除される事となります。

- 税額控除額<sup>2</sup>は控除対象雇用者給与等支給増加額<sup>1</sup>に控除率（**15~45%**）を掛けたもの

★<sup>1</sup> 控除対象雇用者給与等支給増加額は、調整雇用者給与等支給増加額が上限となります。この控除対象雇用者給与等支給額は社長や使用人兼務役員及び身内は外します。

★<sup>2</sup> 当期の法人税額の**20%が上限**です。

#### ② 教育訓練費の上乗せ要件の変更について

- 教育訓練費が前期と比べて**5%以上**
- 教育訓練費が雇用者給与等支給額の**0.05%以上**

\* 教育訓練費にかかる税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合は教育訓練費の明細を記載した書類の保存が必要です。

#### ③ くるみん認定等による上乗せ要件の追加

- くるみん認定とは「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けたものをいいます。えるぼし認定とは女性の活躍を推進している企業が取得できる制度です。

下記の認定を適用事業年度終了の日において取得していれば上乗せ措置が適用されます。

\*プラチナくるみん認定 \*プラチナくるみん認定プラス \*プラチナえるぼし認定

次の認定は、適用事業年度中に認定を取得した場合に上乗せ措置が適用されます。

★ 認定を取得した事業年度のみ、上乗せ措置の適用が可能です。

\*くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準を満たしたものに限り）

\*くるみん認定プラス（令和4年4月1日以降の基準を満たしたものに限り）

\*えるぼし認定（二段階目若しくは三段階目）

#### ④ 繰越限度超過額の5年間繰越

- 次の要件を満たす場合に過去分の未控除額を適用事業年度にて使用することが出来ます。

☆発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告書に繰越税額控除限度超過額の明細書を添付する事。

☆控除措置の適用を受ける事業年度の確定申告書に繰越控除を受ける金額を記載し、その金額の計算に関する明細書を添付する事。

☆雇用者給与等支給額が前期雇用者給与等支給額より増加している事。但し、前期も中小企業向け賃上げ促進税制の適用を受けている場合、当期の申告書の比較雇用者給与等支給額と前期の申告書の雇用者給与等支給額が一致するはずなので、一致しない場合は計算に誤りがあるとしているので注意が必要です。

★適用時期は、**令和6年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する事業年度です。（設立事業年度は対象外）**

尚、中小企業者等は中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件がダメでも大会社の適用が出来るかもしれませんのでご確認ください。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。（担当：林）